

ヘルスサポートシステム 利用規約 v1.3

本規約は、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社（以下「CTC」という。）が提供する「ヘルスサポートシステム」の利用条件等に関して定めるものであり、CTC 及び「ヘルスサポートシステム」を利用するお客様（以下「お客様」という。）は、本規約の定めにより同意するものとする。

第1条（定義）

本規約において、次の各号記載の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとする。

- 「Web インフラ」とは、「ヘルスサポートシステム」のデータ閲覧をするために必要となる、CTC 若しくは CTC の業務委託者が構築・運用・保有するコンピュータ等ハードウェア及びソフトウェア、かかるハードウェア及びソフトウェアをインターネットに接続するための通信回線並びにかかるインターフェースの仕組みをいう。
- 「ヘルスサポートシステム」とは、個人ユーザ（次号に規定）が自己の健康診断結果をインターネット上にて閲覧するために提供されるアプリケーション機能提供とそれに関連するシステムを総称したものをいう。
- 「個人ユーザ」とは、お客様及びお客様グループに所属する役員及び従業員、又はお客様及びお客様グループから選任された産業医等の保健スタッフ、又はストレスチェックの実施者及び実施事務従事者等個人のユーザで、お客様及びお客様グループから「ヘルスサポートシステム」を利用する権限を与えられた者をいう。なお、CTC はお客様に対して、お客様及びお客様グループが、「ヘルスサポートシステム」を利用する権利を自己の個人ユーザに与えるための権限を付与するものとする。

第2条（お客様の義務）

- お客様は、「ヘルスサポートシステム」を本規約の目的の範囲内で、かつ、本規約の定め違反しない範囲で利用しお客様グループに利用させること並びにお客様及びお客様グループが自己の個人ユーザに利用させることができるものとする。但し、お客様は、お客様グループに、本規約に定めるお客様の義務と同等の義務を遵守させる責任を CTC に対して負う。
- お客様は CTC よりお客様及びお客様グループに貸与される ID、パスワードを第三者への開示、貸与、共有しないとともに漏洩することがないよう厳重に管理するものとする。また ID、パスワードを漏洩若しくは紛失した場合、不正に第三者が使用していることを知った場合は、お客様は直ちにその旨を本規約末尾の問合せ先へ申し出るものとし、CTC からの指示があるときは、これに従うものとする。なおお客様の責に帰すべき理由による ID、パスワードの漏洩、紛失、第三者の不正使用で損害が発生した場合は全てお客様の責任にて対応するものとする。
- お客様は、「ヘルスサポートシステム」を利用するために必要なコンピュータ、通信機器、その他の機器を自己の責任と費用において準備するものとし、必要な通信費も全てお客様の負担とする。
- お客様は、「ヘルスサポートシステム」を利用してお客様が個人ユーザに提供する「ヘルスサポートシステム」のインターネット画面上の文章・画像等のデジタルデータ（以下「コンテンツ」という。）の管理について、一切の責任を負うものとする。

第3条（禁止事項）

- お客様は以下各号の行為（以下「禁止行為」という。）を行わないものとする。
 - CTC の事前の書面による許諾なく個人ユーザ以外の第三者に「ヘルスサポートシステム」を利用させること。
 - CTC の事前の書面による許諾なく CTC に帰属する商標権、知的財産権を使用、侵害すること。
 - 「ヘルスサポートシステム」の内容、情報を改ざん、消去、又は不正アクセスすること。
 - コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラムを送信又は掲載すること。
 - 法令違反若しくは公序良俗に反すること。
- お客様は前項各号のいずれかに該当する行為がなされた場合、若しくは行為がなされるおそれがある場合は直ちにその旨を本規約末尾の問合せ先へ申し出るものとし、CTC からの指示があるときは、これに従うものとする。
- お客様により第1項各号のいずれかに該当する行為がなされ、それを起因として CTC 若しくは第三者に損害が発生した場合は全てお客様の責任にて対応するものとする。但し、前項の通り、お客様が CTC からの指示に従った場合及び CTC の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。
- 「ヘルスサポートシステム」は原則として日本国内の利用に限定する。但し、やむを得ない事情により海外から利用する場合はその国、地域の政治的状況、安全保障上の脅威など十分考慮し、お客様の責任で対応するものとする。

第4条（資料提出）

CTC は、お客様が「ヘルスサポートシステム」を利用するために必要な情報・資料の提出を求めた場合、これに応じるものとする。但し、CTC の企業秘密及び CTC と秘密保持契約を結んだ第三者の企業秘密を含む情報についてはこの限りではない。

第5条（ヘルスサポートシステム提供の免責）

- CTC は、次の各号の何れかの事由により「ヘルスサポートシステム」の一部又は全部の中断若しくはデータの一部又は全部の喪失があった場合これによってお客様が被った損害について CTC はいかなる責任も負担しない。但し、CTC の責めに帰すべき事由に基づく場合はこの限りでない。
 - 火災、停電などにより「ヘルスサポートシステム」のデータ閲覧ができなくなった場合
 - 天災地変、騒乱、暴動、伝染病、感染症などにより「ヘルスサポートシステム」のデータ閲覧ができなくなった場合
 - NTT 等の通信事業者の設備等の不備又は不良等により「ヘルスサポートシステム」のデータ閲覧ができなくなった場合
 - コンピュータウイルス対策ソフトについてウイルスパターン、ウイルス定義ファイルなどの提供されていない種類のコンピュータウイルスが「Web インフラ」に侵入しデータ閲覧に支障が出た場合
 - 「Web インフラ」に対して善良なる管理者の注意をもってしても防衛し得ない第三者の不正アクセス、アタック、傍受がありデータ閲覧に支障が出た場合
 - 刑事訴訟法、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律など法令に基づく処分、命令により「Web インフラ」が稼働できなくなった場合
 - お客様の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等の運営障害により「ヘルスサポートシステム」のデータ閲覧ができなくなった場合
 - お客様の都合により、Web インフラの保守点検を緊急に行う場合
 - 前各号の他、CTC の責に帰さない障害、事象の発生等により「ヘルスサポートシステム」のデータ閲覧ができなくなった場合
- 前項各号により CTC が、「Web インフラ」の稼働を中止した場合には、CTC はお客様に対し、その旨を速やかに通知するものとする。但し、「Web インフラ」の定期的保守点検のために稼働を中止する場合には、お客様に対して事前に通知するものとし相応分の返金について、お客様と別途協議するものとする。
- CTC の責に帰すべき理由による「Web インフラ」の不具合やデータ喪失、入力ミスにより生じたデータの齟齬について CTC は発生後速やかに是正対応するが、やむを得ず長期にわたり是正できない場合などは別途協議の上、CTC は、相応分の返金に応じるものとする。

第6条（契約の成立と解約）

- お客様からの「ヘルスサポートシステム」の契約期間、利用料その他の必要事項が記載された CTC 所定の申込書及び注文書（注文番号：●●●●）が CTC に到達したことをもって、CTC への「ヘルスサポートシステム」の利用申込みがあったものとし、CTC が当該申込書と注文書を承諾し、注文請書（注文番号：●●●●）がお客様に到達した場合、「ヘルスサポートシステム」の利用契約（以下「本契約」という。）が成立し、本規約が当該本契約に適用されるものとする。なお、当該申込書と注文書の両方が CTC に到達した後 5 営業日以内（以下「みなし承諾期間」という。）に CTC からお客様若しくは販売会社に対して何等の通知もない場合は、当該みなし承諾期間の満了の日をもって当該注文書に係る本契約が成立したものとみなす。
- みなし承諾期間中に、CTC がお客様に対して申込書若しくは注文書の不備その他の異議を通知した場合は、お客様は、CTC の指示に従って申込書若しくは注文書を CTC に再提出するものとする。なお、申込書、注文書の再提出には本条各項の定めが準用されるものとする。
- 本契約成立後は本規約第20条（解除）及び第21条（反社会的勢力の排除）の理由を除き契約期間中の途中解約はできないものとする。
- 本規約と本契約の間で、矛盾又は齟齬のある場合、本規約の規定を優先するものとする。

第7条（契約期間）

- 契約期間は前条の定めに基づき本契約成立後、お客様及び CTC の双方が合意した日を開始日とし、CTC より「ご利用開始通知書」によりお客様へ通知するものとする。
- 契約期間は契約開始日から 1 年間とする。

第8条（利用料及び支払方法）

- 「ヘルスサポートシステム」の利用料は本契約にて定めるものとする。
- やむを得ない事情により契約期間中に利用料の変更が発生する場合はお客様へ事前通知の上、別途協議するものとする。
- お客様は本契約に定める支払条件に従い、販売会社若しくは CTC 指定の金融機関の口座に振り込むものとする。また支払いに必要な振込手数料はお客様の負担とする。

第9条（契約ユーザ数の超過対応について）

- 契約期間中にユーザ数が契約数を超える場合、お客様は追加注文をするものとし現行の契約期間内での対応とする。
- 「ヘルスサポートシステム」は契約ユーザ数を上限とし、従業員が退職してデータを削除する場合も返金はしない。

第10条（損害賠償）

お客様又は CTC は、本契約及び本規約に違反したときは、相手方に対して、当該損害の賠償を請求することができるものとする。なお、賠償責任を負う場合は損害の上限額は、当該損害発生日の属する当該本契約の「ヘルスサポートシステム」の利用料の年額を超えないものとする。但し、お客様又は CTC の故意又は重大な過失により相手方に損害を与えた場合には損害賠償額の限度は適用しない。

第11条（第三者との紛争）

「ヘルスサポートシステム」の利用に起因して、お客様及びお客様グループと個人ユーザ又はその他の第三者との間において紛争が生じた場合は、お客様の責任と負担において解決するものとし、CTCは一切責任を負わないものとする。但し、当該紛争がCTCの責に帰すべき事由によって生じた場合は、この限りではない。

第12条（権利の帰属）

- 「ヘルスサポートシステム」の提供に関連する一切の権利は、CTC又は、当該システムの一部の権利について、権利者としてCTCに許諾しているライセンサー（以下「ライセンサー」という。）に帰属するものとする。
- 本規約は、本契約及び本規約において明確に規定した場合を除き、CTC及びこれらのライセンサーが権利を有する「ヘルスサポートシステム」以外に係る著作権、商標権、意匠権、特許権及びその他の権利に関する利用若しくは使用の権利を、お客様に許諾するものではない。
- CTCはお客様に対し、お客様による「ヘルスサポートシステム」の利用が第三者の著作権、著作者人格権、著作隣接権その他一切の権利又は利益を侵害するものではないことを保証する。

第13条（権利譲渡等の禁止）

お客様及びCTCは、事前に相手方の書面による承諾がない限り、本契約及び本規約に基づく権利及び義務並びに契約上の地位を、第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ、又は承継させることはできない。但し、次条の場合は、この限りではない。

第14条（履行補助者の使用）

CTCは、前条の規定にかかわらず、本規約上の義務の履行に必要な専門的な技術・体制を備えた関連会社又は取引先等（本規約において「業務委託者」という。）に対し、本契約の一部を分担して履行させることができるものとする。但し、かかる場合においても、当該履行補助者による本契約及び本規約上の義務履行について、CTCは自己が履行した場合と同様の義務責任をお客様に対して負うものとし、当該履行補助者に対し本契約及び本規約上の義務を負わせるものとする。

第15条（秘密保持）

- お客様及びCTCは、「ヘルスサポートシステム」に関連して相手方から開示を受けた相手方の秘密情報をCTCが秘密保持契約を締結している「ヘルスサポートシステム」に関連する業務委託者及びお客様グループ以外に開示・漏洩しないものとする。
- 前項の規定に拘わらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。
 - 開示のときに、既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報
 - 開示後、被開示者の責によらず公知となった情報
 - 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - 裁判所からの命令又はこれに類する官公庁からの開示要求その他法令に基づき開示を要求される情報
 - 開示を受けた情報を利用することなく被開示者自ら独自に開発した情報
- 本条の効力は、「ヘルスサポートシステム」の利用終了後も3年間有効に存続するものとする。

第16条（個人情報）

CTCは、本契約及び本規約上の義務の履行のためにお客様から開示された個人情報を本規約に添付する「個人情報保護に関する規約」に基づき適正に管理し、お客様の書面による承諾なしに本契約及び本規約上の義務の履行目的外に使用してはならない。

第17条（事故又は障害の対処）

- CTCは、本契約及び本規約上の義務の履行に際し、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合、直ちにお客様に連絡するとともに、CTCの責任と費用において、被害の拡大防止と事故原因の究明を行わなければならない。
- 「ヘルスサポートシステム」に障害が発生しお客様が使用できなくなった場合、CTCは速やかに修理等対応を行うものとする。

第18条（本規約の変更）

本規約を変更する場合は、その旨を事前に電子メール若しくは書面にてお客様に連絡の上、お客様の書面による合意を得るものとする。

第19条（通知手段）

CTCからお客様への通知は特段の定めがない限り、電子メール又は書面による通知方法、あるいはCTCのウェブサイト上に通知内容を掲示する方法などCTCが適当と判断する方法により行うものとする。

第20条（解除）

- お客様又はCTCが本契約及び本規約の条項に違反し、相手方に書面により30日以上期間を定めた催告を行った後なお当該違反が是正されないときは、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 前項の規定に拘わらず、お客様又はCTCが次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
 - 手形、小切手を不渡にする等支払停止の状態に陥ったとき、仮差押、差押、競売等の申立を受けたとき、破産、民事再生、会社更生、特別清算、私的整理（事業再生ADRを含む。）等の申立を受けたとき又は自ら申立をしたとき、その他上記に類する不信用な事実があったとき
 - 法令に違反し、又は公序良俗に反する行為を行い、本契約の継続が困難な状況となったとき
 - 当事者又はその従業員が相手方の信用を失墜する行為その他不信用な行為を行ったとき。

第21条（反社会的勢力の排除）

- お客様又はCTCは、相手方が次の各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、何ら催告することなく、相手方に対する書面通知をもって直ちに本契約を解除することができる。
 - 相手方の役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）であることが判明したとき、又は反社会的勢力と密接な関係を有する者（暴力団周辺者や共生者等、反社会的勢力に協力し、又は反社会的勢力を利用する者を含むがこれらに限られない。）であることが判明したとき
 - 相手方の役員・従業員が反社会的勢力に協力若しくは関与していることが判明したとき、又は相手方の経営に反社会的勢力が関与していることが判明したとき
 - 相手方から、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を受けたとき
 - 相手方から、直接又は第三者を介して、風説を流布され、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損され、又は業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を受けたとき
 - 相手方が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったことが判明したとき
- 前項による解除権の行使は、相手方への損害賠償の請求を妨げない。また解除者は、解除権の行使により被解除者に生じた損害を賠償する責を負わない。

第22条（預託物の返還）

本契約が終了した場合、CTCは、お客様に対して預託された個人情報等の情報で物理的に返還可能なものは、これをすべて返還し、物理的に返還することができないものは、適正な方法で再生不可能な方法で廃棄又は削除するものとする。

第23条（委託事実の公表）

お客様は、CTCに「ヘルスサポートシステム」の提供を委託している事実を、お客様のホームページへの掲載等、CTCが承諾する方法により公表できるものとする。

第24条（合意管轄）

本契約及び本規約に関連してお客様とCTCの間で生じたすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第25条（協議）

本契約に定めのない事項及び本規約の各条項について疑義若しくは紛争が生じたときには、お客様及びCTCが信義誠実の原則に従い協議のうえ解決する。

（本件に関するお問い合わせ先）

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
クラウドインテグレーションビジネス推進部
ヘルスサポートシステム担当
E-mail : omakase-kenkou@ctc-g.co.jp